

秘密表示 (朱印)

期限

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
全 信	1	1	
付			
区			

發送日	昭和49年11月21日	
処理日		
発 信	タイプ	検査

文書録

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	亜 北 第 2415 号	公 信 口 付	昭 和 49 年 11 月 21 日
本 局 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アジヤ局長 次 長 参 事 官 アジヤ課長	起 案 昭 和 49 年 11 月 18 日	起 案 者 官下 電話番号 2415

協 議 先

秘密指定解除  
公文書監理室

受 信 者

在 韓 特 命 全 權 大 使

発 信 者

木 村 大 臣

写 送 付 先

釜 山 駐 在 11/26

( 希 望 送 付 日 )

11 月 20 日

件 名

旧 軍 人 軍 属 等 韓 国 人 道 常 の 引 渡 し 問 題

亜北第2415号

昭和49年11月21日

在大韓民國大使殿

外務大臣

(件名)

日軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡(問題)

引用公・電信  
日付・番号

11月14日付 往信亜北第2394号

16日 在日韓国大使館 李一等書記官は  
北東了以下課長を来訪、13日の申し入れ  
に引続)を本国よりの訓令を交付したと  
以下のとおり申し述べた。 以下ありす。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

1. 奉還日は 12月 15日から 25日の間を

望ましい。(おおよそ希望表明の理由として)

2. 李書記官は個人的見解として、  
韓国内では

本件遺骨の返還問題は既に3月以來

奉還が延び延びにたつてゐるかの如く一般

に受けとられてゐるのに、年を越した場合は

には政府の不手際につき批判が生じて

ことにおおそれられたからと説明した

奉還日の日取りについては、5日前に発表

し、3日前に遺族に通報するとの手順を

今次奉還にもれぬ遺族の不備として

とりたつ。これは、韓国内で遺族に対す

る補償金の問題も生じている余地を

に「ミス」する<sup>ため</sup>目途としてある。(李書記官は、  
韓国の国内問題については)

1971年1月1日法令の「対日民間請求権申告  
補償金法」については

に關する法律にも拘わらず、問題があるとの

- 口振りである。)
2. 未確認の遺骨113柱については、11月中に確認作業の結果を通報する予定である。
  3. 奉還に先立つ日本側の慰霊祭は、奉還日の3日前から奉還日の間に行なうこと頂くのが適当と思われる。
  4. 日本側の奉還責任者も決定すれば、韓国側を保健社会部より日本側と同様にレベルの責任者を決定し事前に日本へ通報する。
  5. 奉還の際の遺骨の容器、外装等は1971年の際と同様にしてもよい。具体的には、遺骨の壺を高さ21cm、奥行21cm、巾24cmの桐製の箱

に入札、表に姓名、出身郡名、遺骨番号、

生年月日及び戦死場所を記し、更に絹布

の箱を包み「<sup>(韓日名)</sup>誰々の霊」と表記する

~~この箱を包み~~

6. なお韓国政府にこの慰

霊袋を授けられた後、一担遺骨を遺族に渡し

その後おこめを埋葬するとの手順を考へて

いたす。